

「熱中症対策・防寒対策費用の共通仮設費への計上について」 Q & A

Q 1 現場環境改善費を計上していない工事でも、この制度は使えますか？

A 1 はい。現場環境改善費（率分）を計上しない場合（当初設計金額5,000万円未満の工事や5,000万円以上の土木一式工事以外の工事）でも、主たる工種が屋外作業であれば本制度を使えます。なお、本制度の対象工事であるかどうかは、特記仕様書に明示していますのでご確認ください。

Q 2 積上げ計上の対象となるものの判断基準を教えてください。

A 2 【参考】共通仮設費（現場環境改善費）と現場管理費の取扱い.pdfを参考にしてください。

Q 3 購入品の減価償却費はどのように計算すればよいか教えてください。

A 3 耐用年数が8年の遮光ネット（2万円）を購入し、3ヶ月間現場に設置した場合の計算例を以下に示します。

計算例：20,000（円）×3（ヶ月）/（8（年）×12（ヶ月））＝625円

（小数点以下切り捨て）

耐用年数は積算時点における国税庁の減価償却資産の耐用年数表を参考に算定してください。

なお、参考までに以下に代表的な項目の耐用年数を記載します。

項目	耐用年数	国税庁の品目	
		構造・用途	細目
大型扇風機	8	電気機器	その他のもの
扇風機	8	電気機器	その他のもの
製氷機	4	電気機器	氷冷蔵庫
遮光ネット	8	日よけ設備	その他のもの
日除けテント	8	日よけ設備	その他のもの
ミストファン	8	電気機器	その他のもの
休憩車	6	一般用のもの	その他のもの

Q 4 「現場環境改善費率分で計上される額の 100%を上限とする」とはどのような意味ですか？

A 4 変更設計時において、土木工事標準積算基準書に基づき算出される「現場環境改善費（率分）」の額が、本通知により追加で積上げ計上できる額の上限となるという意味です。例えば、算出された現場環境改善費が 30 万円の場合、その工事の熱中症・防寒対策費用として別途積上げ計上できる金額は、30 万円が上限となります。

Q 5 「実施内容及び金額が分かる根拠資料」とは具体的に何を指しますか。

A 5 対策の内容が実際に行われ、その費用がいくらであったかを確認できる書類全般を指します。例えば、契約書（リース契約書の写しなど）、納品書、請求書、領収書の写しを想定しています。「何を」「いくつ」「いくらで」「どれくらいの期間」設置・使用していたかが分かる資料を提出してください。

Q 6 「実施内容の状況を撮影」とありますが、どの程度の写真が必要ですか。

A 6 次の点に分かる写真が望ましいです。

- ・何を設置したか（機種、規模が分かる）
- ・どこに設置したか（現場との位置関係が分かる）
- ・実際に使われている状況（休憩所での利用状況など）